

さくらひめプロモーションプロジェクトサポーター登録規約

(趣旨)

第1 この規約は、愛媛県が実施する働く女性をターゲットとした商品開発等による地域ブランディング事業「さくらひめ」プロモーションプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）のサポーター登録にあたり、遵守すべき事項を定めるものである。

(サポーター)

第2 サポーターは、プロジェクトの趣旨に賛同する企業・個人事業者・団体等のうち、愛媛県が認める者とする。

(サポーター登録の申請)

第3 サポーター登録を希望する者（以下「申請者」という）は、別に定める様式により、愛媛県あてに参加希望を申請することとする。

(サポーター登録期間)

第4 サポーターの登録期間は、事務局からの期間終了の連絡がない限り、「さくらひめプロモーションに関する事業」および今後活動を推進する事業（以下「本事業」という。）が存続している期間とする。

(サポーター登録の取り止め)

第5 サポーターは、愛媛県に連絡することにより、いつでもサポーター登録を取り止めることができる。

(活動内容)

第6 サポーターは、本事業の普及・啓発を図るため、以下の項目のうち1つ以上の活動を実施する。また、サポーターは、さくらひめプロモーションサポーターであることを対外的に表明し、事業の実績をCSR広報等に活用することができる。

(1) 本事業に関連する自社商品の開発

(2) 本事業の関連商品の販売・展示会開催

(3) 自社における本事業のPR

(4) その他、愛媛県が本事業の趣旨に沿うと認める活動

(さくらひめブランドロゴマーク等の使用)

第7 サポーターは、別に定めるデザインマニュアルに基づき、さくらひめブランドロゴマーク及びさくらひめ柄キービジュアル(以下、「さくらひめブランドロゴマーク等」)を無償で使用する事ができる。

(さくらひめブランドロゴマーク等の管理及び使用制限)

第8 サポーターは、さくらひめブランドロゴマーク等の適切な管理に努めるとともに、さくらひめブランドロゴマークを使用して下記の行為を行ってはならない。

(1) 特定の個人、政党、宗教団体を支援もしくは公認しているような誤解を与え、または与える恐れがある活動

(2) 第三者への転貸あるいは、使用許可

(活動内容の調査への協力)

第9 サポーターは、事務局が行う本事業に関する内容の調査に全面的に協力することとする。

(登録の取り消し等)

第10 サポーターが本事業の趣旨に反するような行為、又は法令及び公序良俗に反する行為を行った場合、あるいはさくらひめプロモーションプロジェクトサポーター登録規約その他関係規程等に違反した場合、以下の改善措置等を要請する場合がある。

(1) 是正のための改善要請

(2) サポーター登録の取り消し

(3) さくらひめブランドロゴマーク等の使用停止

(紛争事案等の解決)

第11 サポーターは、この規約に基づく活動によって、第三者からの損

害賠償請求、その他紛争事案が発生した場合には、自己の負担及び責任において解決しなければならない。

(その他事項)

第 12 その他、この規約に定めのない事項は、愛媛県とサポーターが協議して決定する。

(附則)

この規約は、平成 29 年 11 月 10 日から施行する。

本規約は、事務局により事前の通知なく改定される場合がある。改定内容については、愛媛県ホームページなどに情報を掲載する。